

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表16号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成29年2月28日

大磯町監査委員 高野澤 均
大磯町監査委員 奥津 勝子

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 30 年 2 月 7 日（水）

3. 監査対象の課等

政策総務部総務課

4. 監査の期間、範囲、事務

監査対象期間：平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日）

監査実施期間：平成 29 年 12 月 21 日～平成 30 年 2 月 7 日

監査範囲：平成 29 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行

事務方法：平成 29 年度大磯町監査基本計画に基づき実施し、監査対象課から事前に監査資料の提出を求め、書類を監査するとともに、事前調査と関係職員から事情聴取を実施した。

5. 所掌事務の概要

職員及び人事管理の統括、職員の採用及び研修、福利厚生・健康管理、共用車の維持管理、平和・国際交流、条例・規則等の審査、文書の取扱、議会、訴訟、情報公開制度、庁舎等の整備、維持及び管理、町有施設の設計、管理等に関する事務等を行っている。

6. 監査結果

平成 29 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

（意見・要望）

平成 29 年度は時間外勤務状況、振替取得、年次有給休暇取得など働き方改革への取り組みを視点を監査を実施したが、振替等の取得率が低い部署が多く見受けられた。

総務課は、人事管理を行う立場であるため、各部署の業務量、職場環境などを随時確認し、一般職員及び任期付職員、再任用職員等を含めた適正な人事配置に心がけていただきたい。